

片岡・吉岡・篠塚「解雇」策動を粉碎せよ 三君への



83. 7. 18
No. 1393

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

当局に「三人をクビにしろ」と 要求する動労「本部」革マル

国鉄当局は、「6・12デッチ上げ事件」に対する五月二十日の「罰金刑」判決をもつて、片岡、吉岡、篠塚、三君への「解雇」処分を策動しています。

とりわけ、動労「本部」革マルが総力をあげて「三人をクビにしろ」と当局に要求していることについて、われわれの怒りは天をもつく勢いです。

三君への「解雇」攻撃を打ち破り、当局の先兵・動労「本部」革マル反動分子の追放・一掃をかちとろうではありませんか。

「6・12事件」の本性＝動労千葉破壊のためのデッチあげを暴露した反動判決

五月二十日の判決公判で、千葉地裁・山中裁判長は、片岡、吉岡君に「罰金五万円」、篠塚君に「同四万円」という不当な判決を行いました。

この判決は、検察側求刑が「三君とも懲役六ヶ月」であったことから見ても極めて異例であり、論理そのものも矛盾に満ちています。

すなわち、「事件」は権力と動労「本部」革マル一体となつたデッチ上げであることが公判の過程で明らかにされたにもかかわらず、検察のメンツをたて、「動労千葉つぶしのためには何が何でも有罪」を前提とした政治的判決を下したのであります。

そもそも「6・12事件」は、分離独立をかけた動労千葉と、これを破壊しようとする動労「本部」革マルとの組織争闘戦に完敗した革マル反動分子が、最後の手段として「暴力事件」をデッチ上げ、警察権力の手をかりて動労千葉破壊にうつてしてきたものです。

動労「本部」革マルは、「事件」の翌日には11名の弁護士の連名で船橋警察署に告訴し、以降、動労千葉への弾圧のための事情聴取、現場検証などに積極的に応じ、権力はこれに応えて不當にも六名を逮捕し三名を起訴したのであります。

このことは公判の過程ですっかり明らかにされ、裁判長ですら「判決文」の中で、「本件告訴の目的を斎藤・嶋田らは、労働運動における安全、暴力排除にあると供述しているが、動労「本部」側の組織防衛ないし動労千葉に対する組織攻撃をはかる手段としての面のあることがうかがわれる」と述べざるをえないほど明白にされたことです。

動労千葉破壊を狙う

「解雇」攻撃の強行を許すな！

対し「四人を解雇しろ」と「通告」してきました。しかしながら、明々白々のデッチあげ「事件」であるが故に、当局リ管理者をも含め現場の誰一人として、「本部」革マルの並べたたた・集団暴行事件なるものを見たり聞いたりした者も居ようはずもありません。

これまで国鉄当局は、「処分」の基準を当局管理者による現認の事実という点に置いてきている慣例からして、このような一方の側によるデッチあげの主張のみで三君を処分することは、さすがにできなかつたといいうべきがあり、それは全く当然のことです。

そして、二年後の五月二十日、「有罪＝罰金刑」判決が出るや大喜びした動労「本部」革マルは、さつそく当局に処分を要求してきました。

一方当局は、動労千葉が直ちに控訴したこと、更に過去の例を見ても、職員同士のトラブルでの「解雇」や「罰金刑」判決での「解雇」の前例がなく、かりに「解雇」を強行した場合、裁判闘争での当局側の敗北は明らかであるにもかかわらず、「動労千葉に打撃を与える」という一点で国鉄当局と動労「本部」革マルの反動的利害は完全に一致しており、「超法規的に」処分をエスカレートさせ、三君への不法不当な解雇攻撃にうつて出ることも充分に予測されます。

われわれは、権力や当局に弾圧・処分を要求し、組織破壊を狙う動労「本部」革マルを決して許さず、国鉄当局のいかなる処分に対しても徹底的に闘う決意を明らかにします。

「6・12事件」はもとより、今日では「動乗勤改悪をクリアーしろ」とまでいきる革マル。

当局の大弾圧と対決し、入浴闘争を闘う国労の労働者を「挑発者」として襲いかかる革マル。

「国鉄労働者の利益を守る動労の闘い」などといいつつ、鉄労以上のマル生分子ぶりを發揮して当局と一緒になって現認・処分要請をくりかえしている全労働者階級の敵＝動労革マルを、国鉄労働者の利益をかけて一掃する決意をあらためて表明します。